

千葉県公文書管理条例（仮称）に関する検討会議 第1回議事概要と方向性案

論点	第1回で提示した県の方針	委員からの意見や議論の概要	意見や議論を踏まえた方向性（案）
①条例の目的	公文書は「民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源」と位置付けた上で、「県民に対する県の説明責任」を条例の目的として明記する。	<p>ア 公文書は民主主義の根幹を支える知的資源であり、県民が主体的に利用し得ることを明確に規定することが適当ではないか。</p> <p>イ 情報公開条例が「知る権利」に触れていることを踏まえ、本条例でも規定してはどうかとの問題提起を受け、国・千葉市と同様に、公文書を知的資源として位置付けることと県民の主体的利用を併せ読むことで、「知る権利」を解釈で読み込めると整理された。</p> <p>ウ 条例の目的規定は、条例が何を成し遂げるかを示す象徴的な部分であるため、今後の各論点の議論を踏まえ、内容を再度点検する機会を設けてはどうか。</p>	<p>ア 条例の目的には、公文書を民主主義の根幹を支える知的資源と位置付けた上で、県民が主体的に利用し得ることを明記する。</p> <p>イ 国・千葉市と同様に、公文書の知的資源との位置付け、県民の主体的利用の定めから、「知る権利」を解釈で読み込めると整理する。</p> <p>ウ 個別の論点整理後、議論の内容を振り返り、改めて目的規定について検討する。</p>
②実施機関	情報公開条例と同様の実施機関を対象とすることとし、議会及び出資法人等は対象外とする。また、情報公開条例と同様に、出資法人には努力義務を課す。	<p>ア 情報公開条例と同様とすることが適当と整理された。</p> <p>イ 指定管理者についても取扱い方針を整理してはどうか。</p>	<p>ア 情報公開条例と同様の取扱いとする。</p> <p>イ 指定管理者については、県の情報公開条例には規定はないものの、ガイドライン等により必要な対応を求めている。 よって、これと同様とする方向で検討する。</p>

千葉県公文書管理条例（仮称）に関する検討会議 第1回議事概要と方向性案

論点	第1回で提示した県の方針	委員からの意見や議論の概要	意見や議論を踏まえた方向性（案）
③デジタル化等を踏まえた文書管理	デジタル化などの環境変化に応じた継続的な見直し・改善を県の努力義務として明文化する。具体的な取組内容は、規則やガイドラインで定めることとする。	ア 努力義務を設けるのであれば、適正な公文書管理に向けて、職員個々人の判断や取組に依存せず、組織的な対応を制度的に構築していく旨も盛り込んでどうか。 イ 「デジタル化等を踏まえた適正な文書管理」という形で、目的規定にも規定してはどうか。ただし、紙媒体で処理せざるを得ない業務が残っている現状を踏まえ、条例に規定する際の表現は慎重に検討されたい。	ア 県として組織的な対応を制度的に構築していく旨を何らかの形で盛り込む方向で検討する。 イ 個別の論点整理後、議論の内容を振り返り、現状を踏まえながら、改めて目的規定の内容について検討する。
④意思決定に至る過程等の跡付け	意思決定に至る過程や事務事業の実績の跡付け・検証ができるよう、軽微なものを除き、文書の作成を義務付ける。	ア 県の方針に対し異論なし。 イ 「軽微なもの」の拡大解釈を防止するとともに、職員の負担軽減を図る観点からも、対象となる文書の範囲をガイドライン等で明確にしてはどうか。	ア 意思決定に至る過程や事務事業の実績の跡付け・検証ができるよう、軽微なものを除き、文書の作成を義務付ける。 イ 「軽微なもの」の範囲については、ガイドライン等において可能な限り明確化する。
⑤行政文書作成後の一連の管理の在り方	行政文書のライフサイクル全体を見通した管理について条例で明確化し、知事への報告や公表、必要に応じた調査の仕組みを設け、適正な文書管理を担保する。	※県の方針に賛同	行政文書のライフサイクル全体を見通した管理について条例で明確化し、知事への報告や公表、必要に応じた調査の仕組みを設け、適正な文書管理を担保する。